

# **第 1 回地区庶務担当理事連絡協議会**

と き 平成 20 年 4 月 26 日（土）午後 5 時～

ところ 京都国際ホテル

## △森会長挨拶

森会長は冒頭の挨拶で、本年度4月から始まった特定健診・特定保健指導について、連休明けから動きが活発になるとの見通しであり、現在スタッフ等を準備中であることを報告、地区によって対応が異なることがあり、今後も協力いただくよう依頼した。

また、中央では後期高齢者医療制度において、後期高齢者診療料の算定が大きな課題になっているとした上で、基本的な問題は医療制度から見て今後どうするのか、医療側としては後期高齢者を従来通りで診療していくのか等が問題となるとした。さらに、後期高齢者医療制度の在り方が本当にこのままでいいのかという議論も必要との認識を示した。また、後期高齢者診療料については、積極的に診療料を取ることは勧めないが、届け出をして診療料を取ることを妨げはしないとの考えであるとした。

さらに、医療安全調査委員会の問題については、日医は第3次試案のままで押し切ろうとしているが、不備な点があるため、運営上先生方に迷惑のかからないように修正を重ねていきたいとの意向を示した。

## △報告ならびに協議事項

### 1. 庶務関係連絡事項について（中野理事）

「地区医師会長への連絡・依頼事項」を各地区に配付、特に会員逝去時の対応や医療機関名称問題（広告規制）等に触れ、協力を依頼。また、本年4月より医療法の改正により診療科名の広告が4つの要素を組み合わせたさまざまな科名が広告可能となったことを報告した。

### 2. 地区医師会との懇談会及び保険医療懇談会について（中野理事）

例年開催している地区医師会との懇談会について、昨年度と同様開催し、希望の地区では保険医療懇談会も併施することを報告、協力と参加を依頼した。

### 3. 地区役員の改選に伴う府医代議員・予備代議員の補欠選挙について（中野理事）

地区役員改選に伴う府医代議員・予備代議員の変更がある場合は、諸手続きのため総務課に連絡いただくよう依頼した。

### 4. 裁判員制度説明会について（中野理事）

来年4月から裁判員制度がスタートするにあたり、裁判員制度説明会を府医で開催する予定であることを報告。各地区において独自に開催を希望の場合は、府医総務課に連絡いただくよう依頼した。

5. 京都外相サミットに向けてのテロ対策について（中野理事）

各国の要人および関係者等が多数入洛するにあたり、地区にてテロ対策の予備知識・留意点を周知いただくよう依頼。

6. 最近の中央情勢について（内田理事）

3月下旬～4月中旬にかけての社会・医療保険状況について説明した。

加えて安達副会長は、厚労省がまとめた後期高齢者診療料の疑義解釈で、「主病は1つで原則1つの医療機関が診る」との考えを明確化したことが問題であるとの見解を示した上で、診療料の算定するにあたっては、他院の受診状況等について受診者に確認の上、診療に対応いただくよう依頼した。

（京都医報5月1日号の保険医療通信で保険医療部としての考え方等を掲載）

7. 肝炎治療に対する医療費助成について（藤田理事）

京都府のホームページの専門医療機関リストに未掲載の医療機関でも、インターフェロン治療に関して申請することで、助成治療を行うことが可能であることを報告、併せて申請いただくよう依頼した。また、患者認定について、4月以降でも4月1日に遡って医療助成の対象になることを地区で周知いただくよう依頼した。

（詳細は京都医報5月1日号に掲載予定。また5月10日開催予定の学術講演会で京都府から医療費助成の詳細について説明いただく予定。）

8. 3期・4期麻疹風しん予防接種予診票について（藤田理事）

本年度4月から、京都市については、中学1年生と高校3年生に麻疹風しん混合のワクチンを5年間予防接種することになったことを説明し、京都市保健福祉局が作成している予診票を利用いただくよう依頼。また、予診票に付いている予防接種済証の「提出用」を学校で集めることで、学校でも接種の有無を確認することから、接種済証を必ず渡すように地区での周知を依頼した。

9. がん検診単価の改定について（北川理事）

京都市と府医の間で本年4月からのがん検診委託単価が決定したことを報告し、これを参考に各市町村との交渉いただきたいとした。

10. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

5月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介、また、9月28日に開催する京都医学会についても紹介し、演題の提出および参加を呼びかけた。

また、今年度より講演会の一層の充実のため、講演の最後にQ&Aの形で演者にまとめを行っていただくよう要請することになったことを報告した。

11. 京都府医師会生涯教育セミナーの開催について（小野理事）

今回は頭痛について神経内科、脳外科、精神科、眼科など各専門医の立場から総合的に講演いただくとし、参加を呼びかけた。

12-1. 医療安全調査委員会第3試案について（松井理事）

4月24日(木)に日医で厚生労働省第三次試案に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会が開催されたことを報告(詳しくは、京都医報5月1日号に掲載)。日常診療で死亡事例が発生すると医療過誤はなかったと考えられる事例でも報告しないと刑事訴追を受ける可能性が現実問題としてあることから、医療崩壊・医療消滅につながるという強い懸念を持ち、診療に関連した死亡事例について医師法第21条による訴追を受けないような仕組みを作らないといけないため今回の検討が行われていること説明。また、第3次試案で考えられている医療死亡事故の調査に関する新しい仕組みのイメージについて説明した上で、府医としては、委員会の設置場所が厚労省とすること、また委員会の構成メンバーに専門科家の人が関わることに異議を示しているとした。

今回の第3次試案では、医師法第21条の解釈については、具体的内容は検討中とのことで明らかにされなかったが、仮に医師法第21条が適正に改正されたとしたら、医師会のすべき事は、医学と医療安全の発展の為に原因究明と再発防止のための調査委員会を診療の過程で生じた予期せぬ死亡、または重大な障害を対象に実施することであるとの考えを示した。加えて橋本府医理事は、従来の医師法第21条と法医学会の考え方について説明した上で、日医は都道府県の意見を聞かないままに新制度の創設を早急に進めようとしているが、綿密な議論をしないとけないとの考えを示した。

12-2. 第57回近畿医師会連合学校医研究協議会総会について（藤田理事）

11月30日(日)に近畿医師会連合学校医研究協議会を開催することを報告し、地区の予定が重ならないよう、また多数参加いただくよう依頼した。

12-3. 地区庶務担当理事連絡協議会の議事録について（藤井理事）

協議会で報告された伝達事項等が、会員の先生方に伝達されるのに時間がかかることから、府医ホームページの会員ページに協議会議事録を掲載することになったことを報告。今回の協議会の議事録から掲載するとした。

13. 地区からのご意見・ご要望

与謝から、開業医や自営業の方が裁判員として裁判に参加した場合に所得保障がないことに懸念を示された。

右京から、「特定健診の府医が受ける対象者」に関する質問に対し、福州府医理事は、先日開催された連絡協議会で集合契約の話が出ていたことを報告。国の特定健診の基準は項目数が少なくなっているが、従来通り行いたいと市町村国保と交渉してきたことで、ある程度、どの地区においても市町村国保で行う健診については項目の上積みができているとした。一方で、政管健保・健保組合は、一括して集合契約で契約することになるうえに、国の基準でしか契約できない状況であるとし、交渉がまとまり次第、現在協力医療機関として手挙げいただいている医療機関に受けていただけるか案内を送付する予定であるとした。

次回：第2回地区庶務担当理事連絡協議会

と き 5月28日（水） 午後2時30分～

と ころ 京都府医師会館 101会議室